

憲法とキリスト教：第1回 なぜ法学は宗教思想から距離を置くのか

南野, 森
九州大学大学院法学研究院：教授

森島, 豊
青山学院大学：教授

久保, 文彦
上智大学基盤教育センター：講師

<https://hdl.handle.net/2324/7177142>

出版情報：福音宣教. 77 (1), pp.6-10, 2023-01-01. Oriens Institute for Religious
バージョン：
権利関係：

憲法を学ぶ過程で、私は憲法学者の樋口陽一先生の数々の著書から多くを学びました。樋口先生によると、日本国憲法の中でも最も重要な条文は、第一三條です。『日本国憲法』まったくに議論するために』（みすず書）

憲法とキリスト教には、それぞれが人間の尊厳という価値を追求し、守ろうとしているという意味で、本質的な共通点があると考えられます。しかし大学生との交流のなかから次第に分かってきたのは、日本国憲法とキリスト教の本質的な共通点が、日本の社会では

関係です。両者のつながりがどこにあるのかを考えてきたのですが、日本国憲法とキリスト教にはそれぞれが「人間の尊厳」という事柄に深く関わっているという共通点があります。

まず、キリスト教と人間の尊厳の関わりです。このことは、神の国の福音を宣べ伝えたイエス・キリストとは何者であったのかというキリスト教信仰の核心的テーマと関連します。イエスとは二〇〇〇年ほど前に彼が生まれ育った時代状況の中で、すなわち紀元後一世紀初頭のローマ帝国が支配するパレスチナのユダヤ人社会の中で、抑圧され傷つけられていた民衆の人間の尊厳を取り戻すための運動を起こした人でした。

他方、日本国憲法は、二〇世紀の二度の世界大戦とアジア・太平洋戦争によって日本国が引き起こした多大な人権侵害に対する反省に基づき、もろく傷つきやすい人間の尊厳を守るために人権条項をその中に記しています。

憲法を学ぶ過程で、私は憲法学者の樋口陽一先生の

座談会の意図——憲法とキリスト教の共通点

久保 この座談会の発案者として、私が皆さんにお話

したいことは三つあります。第一に、座談会を企画した意図についてです。第二に、日本国憲法とキリスト教の関係についてです。これは森島豊先生の『人権思想とキリスト教——日本の教会の使命と課題』（教文館）でも考察されている重要なテーマです。第三に、

人権思想とキリスト教を切り離してそれを別領域の事柄として学び考えることが、日本の一般社会と日本の教会の通例になっている現実がありますが、そこには問題があるのでないかということです。

最初に、この座談会を企画した意図を説明いたします。私はカトリック系の上智大学で「キリスト教と人権」という講義を毎年担当しております。これは大学神学部の専門科目ではなく、全学部生が履修できる一般教養科目群（キリスト教人間学）の一つに位置づけられています。講義の教科書には『聖書』に加えて、人権に関する歴史上重要な政治文書を収録した『人権宣言集』（高木八尺他編、岩波文庫）を使い、講義を行ってきました。その過程で私自身に明確になってきたことがあります。それは日本国憲法とキリスト教の密接な

房)にそのように書かれています（同書・四七頁）。

第一三條には「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と書かれています。「すべて国民は、個人として尊重される」という最初の文章には、個人としての人間の尊厳、すなわち人間一人ひとりのかけがえのなさに対する憲法起草者の自覚が表現されています。こうした自覚は、日本国憲法が起草される以前に人類が繰り返した戦争によって、数多くのかけがえのない人命が傷つけられ、失われたという悲惨な経験に根ざしているでしょう。ですから、日本国憲法は個人としての人間の尊厳の内容を人権条項の法文によって明らかにし、人間の尊厳を守るために必要な統治機構の仕組みを規定しています。

このようにキリスト教信仰の原点とも言えるイエスの運動と日本国憲法には、それぞれが人間の尊厳という価値を追求し、守ろうとしているという意味で、本質的な共通点があると考えられます。しかし大学生との交流のなかから次第に分かってきたのは、日本国憲法とキリスト教の本質的な共通点が、日本の社会では

巻頭特別企画

憲法とキリスト教

第1回 なぜ法学は宗教思想から距離を置くのか



南野 森

みなみの・しげる●
1970年京都府生まれ。
九州大学法学部教授。
著書に『憲法主義』、
『憲法学の世界』等。
本誌に「京・江戸・博
多、そして巴里」を連
載中。



森島 豊

もりしま・ゆたか●
1976年神奈川県生まれ。
青山学院大学教授・宗
教主任。涙骨賞最優秀
賞。『抵抗権と人権の
思想史』（教文館、202
0年）で青山学院学術
賞。



久保文彦

くぼ・ふみひこ●1965
年長野県生まれ。上智
大学・基盤教育センタ
ー講師。聖書学・キリ
スト教人間学を専攻。
カトリック東京教区信
徒、『福音宣教』編集
企画委員。

意識されていないのではないかということです。自身を振り返ると、かつての私もキリスト教と日本国憲法をまったく別々の領域に属する事柄と思っていました。私はキリスト教とは無縁の家庭に生まれ育ち、小学校から高校までは日本の公立の普通学校、すなわち文部省の国定カリキュラムを教える公立学校で学びました。日本の子どもは、日本国憲法を主として社会科の授業で学びます。しかし、その憲法は、第二〇条三項において、公立学校における宗教教育を禁じています。その結果、日本の公立学校の教育現場では、社会科における憲法・人権についての学習と、キリスト教についての学習が切り離されることになりました。

森島先生は、ご著書の『人権思想とキリスト教』で、ヨーロッパ史における人権思想の成立と普及にキリスト教が決定的な影響を与えた事実について考察しておられます。しかし、そのような歴史的経緯を知る機会は、小学校から高校時代の私にはありませんでした。憲法・人権について私が教えを受けた社会科の先生方も、日本国憲法とキリスト教の関係について詳しく学ぶ機会がないまま、教壇に立つておられたのではないのかと、今では想像しています。

憲法は日本のキリスト教会にとって、『聖書』と並ぶ重要な文書であると言えます。この点について、日本のキリスト教会はどこまで自覚的でしょうか。この問い合わせが日頃から気になつておりますので、座談会の企画を本誌編集部に提案しました。

幸い南野先生は、憲法学がご専門の法学者、カトリック信徒であり、憲法の解釈の専門家として日本の法曹界で働く人を養成する教育者でおられます。そのような立場から憲法とキリスト教の関わりについてお考えがあるのでないかと思い参加をお願いしました。

森島先生は、日本のキリスト教学者の中では人権思想史に最も明るい方でいらっしゃいます。キリスト教と人権思想の結びつきを詳しく研究され、重要な研究書を近年刊行されています。私は『人権思想とキリスト教』を拝読し、同じ関心を持つ方が身近にいることが分かり、とても心強く思いました。

まず最初に、以上申し上げました内容についてお感じになられたことをお話しいただけますと幸いです。

なぜ宗教から法学者は距離を置くのか、その理由

森島 久保先生のご関心、問い合わせに、すなわち日本の憲法

人権は人間の尊厳という価値についての法的な表現です。イエスは人間の尊厳を守るために働いた人ですから、イエスの福音を信じ、彼を見習って生きようと思ふうキリスト教徒にとって、人権は決して無縁な言葉ではないはずです。そこで私は人権に関する文章や思想がどれだけ記されているかを考えながら、『聖書』を読み直してきました。その結果、気がついたことは多くあります。例えば、イエスやパウロが大切にした隣人愛についての教えです。「あなたは自分のようにあなたの隣人を愛しなさい」は、レビ記19章18節に記されています。この文章の前後を読んでみると、レビ記19章では、人間の尊厳を守るための行為が法的な言葉で定義されているのです。「隣人」とは同じ社会を共に生きる同胞・きょうだいのことであり、その人間としての尊厳を守るために様々な行為が、隣人を「愛すること」の具体例です。つまり、隣人愛にまつわる教えは、総じて人権についての表現なのです。

日本国憲法が日本国民に与えている課題、すなわち人間の尊厳が守られ、人権が充実する社会を形成するという課題は、キリスト教とは無関係ではないと私は考えるようになりました。この意味において、日本国

の素晴らしさ、そして直接的には見えないのですが、日本の憲法がキリスト教と関係があるのではないかとういう間に、私は大変共感しております。

この点について早速、南野先生に教えていただきたいことがあります。私もキリスト教の立場で神学的に考えますと思想的に日本国憲法にキリスト教の影響を感じるのですが、具体的な法学の現場ではその視点が見えてきません。それには理由があると思うのです。憲法学者、宮沢俊義先生も、憲法学の中で人権を考えいくときに宗教的因素から距離をとつて考えているわけです。これは悪意があつてやっているのではなく、憲法学、法の立場、リテラシーを保つためにそうしてゐるのだと思いますが、その理由、根拠が私たちに伝わつてこないと思われます。この辺り、実際に法を適用する場面で、宗教から距離を置いて、実定法を重んじられるという、そのあたりのことを、ぜひ南野先生に教えていただけないかと思います。

わざわざ言わないという選択

南野 大変に難しい、しかし知的な興味をそそられる座談会にお招きいただき本当に光榮です。私自身、憲

法を慎ましく勉強しているだけの者で、まさにそれが問題なのかもしれません。キリスト教との関係ということを意識せずにこれまでやつてきましたので、どこまで先生方のご関心に沿うことができるかということは心もとのことです。

日本の現代の憲法学は、近代の法学、近代の立憲主義から続いています。その中で最も核にある考え方が、まさに個人の尊厳ということだと言つていいと思います。の中に、「価値観が人それぞれである」とか、「思想信条が人それぞれである」とか、価値相対主義という言い方をする人もいますが、何を正しいと思うかというのは人それぞれでいいという考え方があります。

そもそも近代立憲主義が成立するきっかけとなつた背景を考えてみます。中世的な社会、何が正しいのか

を王権が決める、あるいはカトリック教会の権力と国王権力が結びつき、その結果カトリック教徒以外が迫害されるというような中、宗教対立がヨーロッパで血みどろの戦いをしてきた。それをもうやめようと、近代人が理性的な判断をした結果「それぞれが神様をどう信じるかは完全に自由にする、しかし、公の世界に

はそういう話は持ち込まないでください」といった考え方方が緩やかに出てくるわけです。それを徹底して追求するのがフランスということになり、宗教団体の破壊までいくわけです。修道会を壊し、宗教学校、宗教教育を壊していくといった過程を経て、思想信条の自由、それから個人の信教の自由が憲法で保障され、それが広い意味での個人の尊厳の中身になつたわけで、近代的な考え方からすると、憲法学というのはどの宗派が正しいのかとか、そういう判断をしないという価値選択をしたということになると思います。そういう法学、近代憲法学の考え方からすると、個人の尊厳、あるいは人権という考え方の背景に当然キリスト教思想があるとしても、それはしかし、わざわざ言わないという選択が行われているのではないかと思います。

自然法と実定法

南野 もちろん法学者の中にも自然法論の立場に立つ人、トマス・アクイナスに影響されたトミズムの立場に立つ方がおられます。日本では少数派ですが、「なぜ人権なのか、なぜ人間の尊厳なのか」ということを溯るとそれはキリスト教的なものではないか、として、

南野 はい、おっしゃる通りです。実定法、Positive Law と英語で言いますが、これが議論の出発点なんだという考え方方が、実定主義、あるいは哲学では実証主義と訳しますが、これが Positivism です。そうではなく、人間の理性には神様が書きこんだ良心とか規範があるではないか、とか、あるいはそれは自然に存在していて、どんな未開社会に行つても共通のルールがあるではないか、と考え、私たちは比較人類学的な研究によつて人間というものに共通するルールを知ることができる、それに従つて私たちの作った実定法が正しいかどうかを判断するべきだ、という立場があります。いわゆる自然法 Natural Law と呼ばれるものが存在するのだという考え方をする人を自然法論者と呼びます。このように考えるトミズム、自然法論者は現在は非常に少ないですが、九州大学にはかつて稻垣良典や水波朗といつたカトリック者がいて、彼らの時代には一定の有力潮流としてありました。上智大学ではホセ・ヨンパルト神父が体現しておられましたが、現代日本では少なくなっています。

【続く】

森島 ありがとうございます。もうすこしそのあたり教えて欲しいのですが、憲法学や法学のメインストリームというのは実定法と呼ばれるのかな、と思うのですが、日本の憲法学者は実定法的な法解釈を重んじています。日本の憲法学者は実定法的な法解釈を重んじて、この理解で合っていますでしょうか。